令和３年３月

盛岡市議会定例会議案

議　案　目　次

（議案番号）	（案　　件）	（頁）
議案第 1 号	令和３年度盛岡市一般会計予算	1
議案第 2 号	令和３年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算	11
議案第 3 号	令和３年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算	16
議案第 4 号	令和３年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算	21
議案第 5 号	令和３年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算	24
議案第 6 号	令和３年度盛岡市介護保険費特別会計予算	27
議案第 7 号	令和３年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算	30
議案第 8 号	令和３年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算	33
議案第 9 号	令和３年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計予算	36
議案第 10 号	令和３年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算	40
議案第 11 号	令和３年度盛岡市東中野財産区特別会計予算	43
議案第 12 号	令和３年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算	46
議案第 13 号	令和３年度盛岡市水道事業会計予算	別冊
議案第 14 号	令和３年度盛岡市下水道事業会計予算	別冊
議案第 15 号	令和３年度盛岡市病院事業会計予算	別冊
議案第 16 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	49
議案第 17 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について	50
議案第 18 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	51
議案第 19 号	盛岡市通所サービス手数料条例を廃止する条例について	62
議案第 20 号	盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について	63
議案第 21 号	盛岡広域都市計画事業盛岡駅西口地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について	67
議案第 22 号	盛岡市農村公園条例の一部を改正する条例について	68
議案第 23 号	盛岡市身体障害者福祉センター条例及び盛岡市地域福祉センター条例を廃止する条例について	69
議案第 24 号	盛岡市児童発達支援センター条例を廃止する条例について	70
議案第 25 号	盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について	71
議案第 26 号	盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について	72
議案第 27 号	盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について	73
議案第 28 号	盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について	75
議案第 29 号	姫神辺地総合整備計画について	76
議案第 30 号	前田高木辺地総合整備計画について	77

議案第 31 号　玉山辺地総合整備計画について……79
議案第 32 号　上日戸辺地総合整備計画について……81
議案第 33 号　薮川辺地総合整備計画について……82
議案第 34 号　損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて……84
議案第 35 号　財産の譲与について……85
議案第 36 号　財産の譲与について……86
議案第 37 号　財産の処分について……87
議案第 38 号　包括外部監査契約の締結について……89
議案第 39 号　議決の変更について……90
議案第 40 号　議決の変更について……91
議案第 41 号　専決処分につき承認を求めることについて……92

議案第 1 号

令和３年度盛岡市一般会計予算

令和３年度盛岡市の一般会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 118,866,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第 230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第３表地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第 235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，20,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第 220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料，職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 市税		40,223,928
	1 市民税	18,716,169
	2 固定資産税	16,771,138
	3 軽自動車税	719,407
	4 市たばこ税	1,883,209
	5 入湯税	35,847
	6 都市計画税	2,098,158
2 地方譲与税		925,411
	1 地方揮発油譲与税	206,014
	2 自動車重量譲与税	640,859
	3 森林環境譲与税	78,538
3 利子割交付金		31,834
	1 利子割交付金	31,834
4 配当割交付金		89,055
	1 配当割交付金	89,055
5 株式等譲渡所得割交付金		52,611
	1 株式等譲渡所得割交付金	52,611
6 法人事業税交付金		446,701
	1 法人事業税交付金	446,701
7 地方消費税交付金		7,494,641
	1 地方消費税交付金	7,494,641
8 ゴルフ場利用税交付金		26,426
	1 ゴルフ場利用税交付金	26,426
9 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1
10 環境性能割交付金		41,083

款	項	金　　額
		千円
	1 環境性能割交付金	41,083
11 地方特例交付金		701,416
	1 地方特例交付金	232,909
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	468,507
12 地方交付税		14,461,528
	1 地方交付税	14,461,528
13 交通安全対策特別交付金		52,558
	1 交通安全対策特別交付金	52,558
14 分担金及び負担金		631,086
	1 負担金	631,086
15 使用料及び手数料		1,693,438
	1 使用料	1,204,449
	2 手数料	436,766
	3 証紙収入	52,223
16 国庫支出金		21,619,554
	1 国庫負担金	17,241,662
	2 国庫補助金	4,313,852
	3 委託金	64,040
17 県支出金		10,279,080
	1 県負担金	7,252,891
	2 県補助金	2,350,448
	3 委託金	675,741
18 財産収入		535,664
	1 財産運用収入	162,634
	2 財産売払収入	373,030
19 寄附金		225,803

款	項	金　　額
		千円
	1 寄附金	225,803
20 繰入金		2,012,821
	1 特別会計繰入金	82,266
	2 基金繰入金	1,930,555
21 繰越金		1
	1 繰越金	1
22 諸収入		1,725,478
	1 延滞金，加算金及び過料	112,827
	2 市預金利子	2,685
	3 貸付金元利収入	352,929
	4 受託事業収入	39,553
	5 公営企業貸付金元利収入	421
	6 雑入	1,217,063
23 市債		15,595,882
	1 市債	15,595,882
歳　入　合　計		118,866,000

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 議会費		661,201
	1 議会費	661,201
2 総務費		13,111,879
	1 総務管理費	11,050,189
	2 徴税費	1,092,173
	3 戸籍住民基本台帳費	708,585
	4 選挙費	134,314
	5 統計調査費	47,755
	6 監査委員費	78,863
3 民生費		48,853,221
	1 社会福祉費	19,190,460
	2 児童福祉費	21,911,092
	3 生活保護費	7,751,669
4 衛生費		9,357,997
	1 保健衛生費	2,406,760
	2 清掃費	4,226,356
	3 保健所費	2,724,881
5 労働費		223,663
	1 労働諸費	223,663
6 農林費		2,652,401
	1 農業費	2,233,095
	2 林業費	419,306
7 商工費		1,567,008
	1 商工費	1,567,008
8 土木費		15,585,625
	1 土木管理費	234,634

款	項	金額
		千円
	2 道路橋りょう費	4,432,929
	3 河川費	800,726
	4 都市計画費	8,887,372
	5 住宅費	1,229,964
9 消防費		4,682,144
	1 消防費	4,682,144
10 教育費		9,098,309
	1 教育総務費	1,008,367
	2 小学校費	3,973,579
	3 中学校費	1,393,607
	4 高等学校費	695,613
	5 幼稚園費	108,745
	6 社会教育費	1,722,843
	7 保健体育費	195,555
11 災害復旧費		1
	1 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		13,022,551
	1 公債費	13,022,551
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出合計		118,866,000

第２表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
盛岡市市営住宅及び共同施設，盛岡市改良住宅及び地区施設並びに盛岡市コミュニティ住宅及び関連施設の管理運営に必要とする経費についての債務負担　（令和３年度分）	自　令和3年度 至　令和7年度	５億４３３万円に物価変動等による増減額
石川啄木記念館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和3年度 至　令和5年度	６，８４８万円に物価変動等による増減額
令和６年度評価替えに係る盛岡市固定資産土地評価に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和3年度 至　令和5年度	135,300
盛岡劇場メインホール照明調光操作卓等の設備更新に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和3年度 至　令和8年度	６，０６５万円に物価変動等による増減額
盛岡南公園球技場長寿命化改修事業に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和3年度 至　令和4年度	３億５，４０５万円に物価変動等による増
田沢湖線（仮称）前潟駅整備事業に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和3年度 至　令和4年度	４億５，５４１万円に物価変動等による増
岩手飯岡駅東西線自由通路等整備事業に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和3年度 至　令和5年度	２０億１，２０５万円に物価変動等による
学校情報化推進事業に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和3年度 至　令和8年度	５１万円に物価変動等による増減額を加算
巻堀出張所・好摩地区公民館建替事業に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和3年度 至　令和4年度	２億４，３９６万円に物価変動等による増
農業近代化資金の融資に伴う利子補給についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和3年度 至　令和22年度	年０．５％以内
農業経営基盤強化資金の融通に伴う利子補給についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和3年度 至　令和5年度	財投金利５．０％未満　年０．５％ ５．０％以上６．５％未満　年０．３３％ ６．５％以上　年０．１７％
商工振興資金の融資に伴う保証料補給についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和3年度 至　令和12年度	岩手県信用保証協会の定める保証料の額

第３表　地方債

（単位　千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	6,950,782	借入先　財務省，銀行及びその他 借入方法　証書借入又は証券発行 借入時期　令和３年度 ただし，財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 4.0%以内 （ただし，利率見直し方法で借り入れる資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし，財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し，又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えすることができる。
山谷川目地区コミュニティセンター長寿命化改修事業債	3,700			
太田地区活動センター複合化・大規模改修事業債	8,600			
太田支所複合化・大規模改修事業債	300			
加賀野地区活動センター複合化・大規模改修事業債	18,140			
南公園球技場長寿命化改修事業債	153,400			
巻堀出張所大規模改修事業債	4,400			
盛岡南公園野球場整備事業債	1,711,600			
道の駅整備事業債	47,900			
都南東部体育館整備事業債	24,200			
大新児童館複合化・大規模改修事業債	66,000			
山岸老人憩いの家長寿命化改修事業債	7,700			
太田老人福祉センター複合化・大規模改修事業債	4,400			
加賀野老人福祉センター複合化・大規模改修事業債	3,560			
加賀野児童センター複合化・大規模改修事業債	5,800			
（仮称）向中野児童センター建設事業債	12,400			
（仮称）見前北児童センター建設事業債	129,500			
東見前保育園園舎解体事業債	2,700			
廃棄物処分場整備事業債	9,700			
患者輸送バス更新事業債	17,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道安全対策事業出資債	68,000			
旧清掃工場施設解体事業債	378,700			
農村整備事業債	107,100			
砂子沢生活改善センター移転新築事業債	36,700			
公有林整備事業債	26,300			
地方道路等整備事業債	2,422,200			
道路整備事業債	128,100			
道路長寿命化改修事業債	163,400			
急傾斜地崩壊対策事業債	42,000			
河川整備事業債	249,300			
公園整備事業債	96,500			
公営住宅建設事業債	397,200			
自転車関連整備事業債	5,200			
前潟新駅整備事業債	43,700			
消防施設整備事業債	64,800			
防災行政無線（同報系）整備事業債	61,800			
災害情報連携システム整備事業債	20,600			
盛岡地域中学校小型昇降機設置事業債	8,900			
向中野小学校施設整備事業債	377,300			
玉山歴史民俗資料館・石川啄木記念館整備事業債	6,300			
仁王小学校校舎長寿命化改修事業債	599,700			

起　債　の　目　的	限　度　額	起　債　の　方　法	利　　率	償　還　の　方　法
大新小学校校舎長寿命化改　修　事　業　債	625,000			
城西中学校校舎長寿命化改　修　事　業　債	366,400			
見前小学校校舎長寿命化改　修　事　業　債	30,900			
北陵中学校校舎長寿命化改　修　事　業　債	51,200			
中央公民館複合化・大規模改修事業債	16,900			
好摩地区公民館大規模改　修　事　業　債	19,300			
計	15,595,882			

議案第２号

令和３年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算

令和３年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ10,630千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第 230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第３表地方債」による。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 使用料及び手数料		6,655
	1 使用料	6,654
	2 手数料	1
2 繰入金		3,693
	1 一般会計繰入金	3,693
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 延滞金	1
5 市債		280
	1 市債	280
歳　入　合　計		10,630

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 公設浄化槽管理費		6,937
	1 公設浄化槽管理費	6,937
2 公債費		3,693
	1 公債費	3,693
歳　出　合　計		10,630

第２表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
公営企業会計の適用に必要な経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和3年度 至　令和5年度	934

第３表　地　方　債　　（単位　千円）

起　債　の　目　的	限　度　額	起　債　の　方　法	利　　率	償　還　の　方　法
公設浄化槽事業債	280	借入先　財務省，銀行及びその他 借入方法　証書借入又は証券発行 借入時期　平成３年度 ただし，財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 4.0%以内 （ただし，利率見直し方法で借り入れる資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし，財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し，又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えすることができる。
計	280			

議案第 3 号

令和３年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算

令和３年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 492,102千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第 230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第３表地方債」による。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 使用料及び手数料		75,052
	1 使用料	74,902
	2 手数料	150
2 繰入金		402,028
	1 一般会計繰入金	402,028
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 延滞金	1
5 市債		15,020
	1 市債	15,020
歳　入　合　計		492,102

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 農業集落排水事業費		8
	1 農業集落排水整備費	8
2 農業集落排水施設管理費		123,626
	1 農業集落排水施設管理費	123,626
3 公債費		368,468
	1 公債費	368,468
歳　出　合　計		492,102

第２表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
排水設備普及資金融資借受者に対する利子補給についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和3年度 至　令和8年度	排水設備普及資金融資額に対する年利１０％以内の利子補給
公営企業会計の適用に必要な経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和3年度 至　令和5年度	50,066

第３表　地　方　債

（単位　千円）

起　債　の　目　的	限　度　額	起　債　の　方　法	利　　率	償　還　の　方　法
農業集落排水事業債	15,020	借入先　財務省，銀行及びその他 借入方法　証書借入又は証券発行 借入時期　平成３年度 ただし，財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 4.0%以内 （ただし，利率見直し方法で借り入れる資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし，財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し，又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えすることができる。
計	15,020			

議案第 4 号

令和３年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

令和３年度盛岡市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ56,355千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 繰入金		9,608
	1 一般会計繰入金	9,608
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		46,746
	1 貸付金元利収入	43,557
	2 雑入	3,189
歳　入　合　計		56,355

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		56,355
	1 貸付費	43,434
	2 貸付事務費	12,921
歳　出　合　計		56,355

議案第 5 号

令和３年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算

令和３年度盛岡市の国民健康保険費特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ25,502,382千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，200,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第 220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料，職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 国民健康保険税		4,939,103
	1 国民健康保険税	4,939,103
2 使用料及び手数料		4,302
	1 手数料	4,300
	2 証紙収入	2
3 国庫支出金		246
	1 国庫補助金	246
4 県支出金		18,463,475
	1 県負担金	17,999,359
	2 県補助金	464,115
	3 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		37
	1 財産運用収入	37
6 繰入金		1,937,213
	1 一般会計繰入金	1,677,771
	2 基金繰入金	259,442
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		158,005
	1 延滞金，加算金及び過料	143,699
	2 雑入	14,306
歳　入　合　計		25,502,382

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総務費		490,448
	1 総務管理費	269,693
	2 徴税費	220,262
	3 運営協議会費	493
2 保険給付費		18,152,384
	1 療養諸費	15,880,459
	2 高額療養費	2,202,315
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	54,208
	5 葬祭諸費	9,900
	6 医療費助成費	2,500
	7 傷病手当金	3,000
3 国民健康保険事業費納付金		6,568,260
	1 医療給付費納付金	4,639,133
	2 後期高齢者支援金等納付金	1,493,485
	3 介護納付金	435,642
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
5 保健事業費		254,864
	1 保健事業費	254,864
6 基金積立金		35
	1 基金積立金	35
7 諸支出金		36,381
	1 償還金及び還付加算金	36,381
歳　出　合　計		25,502,382

議案第 6 号

令和３年度盛岡市介護保険費特別会計予算

令和３年度盛岡市の介護保険費特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ26,720,260千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料，職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 保険料		5,574,117
	1 介護保険料	5,574,117
2 使用料及び手数料		503
	1 手数料	503
3 国庫支出金		6,246,131
	1 国庫負担金	4,657,309
	2 国庫補助金	1,588,822
4 支払基金交付金		6,980,900
	1 支払基金交付金	6,980,900
5 県支出金		3,726,334
	1 県負担金	3,574,388
	2 県補助金	151,946
6 財産収入		38
	1 財産運用収入	38
7 繰入金		4,174,757
	1 一般会計繰入金	4,100,370
	2 基金繰入金	74,387
8 繰越金		5
	1 繰越金	5
9 諸収入		17,475
	1 延滞金，加算金及び過料	500
	2 雑入	16,975
歳　入　合　計		26,720,260

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総務費		436,861
	1 総務管理費	230,414
	2 徴収費	44,665
	3 介護認定審査会費	159,319
	4 趣旨普及費	2,463
2 保険給付費		25,328,294
	1 介護サービス等諸費	23,151,005
	2 介護予防サービス等諸費	629,463
	3 その他諸費	27,512
	4 高額介護サービス等費	684,158
	5 高額医療合算介護サービス等費	82,083
	6 特定入所者介護サービス等費	754,073
3 地域支援事業費		949,405
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	506,832
	2 一般介護予防事業費	16,590
	3 包括的支援事業・任意事業費	422,518
	4 その他諸費	2,631
	5 高額介護予防サービス費	694
	6 高額医療合算介護予防サービス費	140
4 基金積立金		39
	1 基金積立金	39
5 諸支出金		4,661
	1 償還金及び還付加算金	4,661
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳　出　合　計		26,720,260

議案第 7 号

令和３年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算

令和３年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 3,340,455千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		2,744,159
	1 後期高齢者医療保険料	2,744,159
2 使用料及び手数料		380
	1 手数料	380
3 繰入金		588,261
	1 一般会計繰入金	588,261
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		7,654
	1 延滞金，加算金及び過料	1,452
	2 償還金及び還付加算金	6,200
	3 雑入	2
歳　入　合　計		3,340,455

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総務費		39,045
	1 総務管理費	3,337
	2 徴収費	35,708
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,294,210
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,294,210
3 諸支出金		6,200
	1 償還金及び還付加算金	6,200
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳　出　合　計		3,340,455

議案第 8 号

令和３年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算

令和３年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 1,272,329千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，　100,000千円と定める。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 使用料及び手数料		619,334
	1 使用料	619,333
	2 手数料	1
2 繰入金		441,179
	1 一般会計繰入金	441,179
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		211,815
	1 雑入	211,815
歳　入　合　計		1,272,329

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 市場総務費		547,116
	1 市場管理費	547,116
2 公債費		724,713
	1 公債費	724,713
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳　出　合　計		1,272,329

議案第 9 号

令和３年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計予算

令和３年度盛岡市の新産業等用地整備事業費特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 122,005千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第２表地方債」による。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 繰入金		2,416
	1 一般会計繰入金	2,416
2 市債		48,700
	1 市債	48,700
3 財産収入		70,880
	1 財産売払収入	70,880
4 使用料及び手数料		9
	1 使用料	9
歳　入　合　計		122,005

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 新産業等用地整備事業費		119,652
	1 新産業等用地整備費	119,652
2 新産業等用地管理費		381
	1 新産業等用地管理費	381
3 公債費		1,972
	1 公債費	1,972
歳　出　合　計		122,005

第２表　地　方　債　　（単位　千円）

起　債　の　目　的	限　度　額	起　債　の　方　法	利　　率	償　還　の　方　法
新産業等用地整備事業債	48,700	借入先　財務省，銀行及びその他 借入方法　証書借入又は証券発行 借入時期　令和３年度 ただし，財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 4.0%以内 （ただし，利率見直し方法で借り入れる資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし，財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し，又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えすることができる。
計	48,700			

議案第 10 号

令和３年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算

令和３年度盛岡市の土地取得事業費特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ13,088千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 財産収入		13,087
	1 財産運用収入	13,087
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳　入　合　計		13,088

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 管理事務費		13,088
	1 管理事務費	13,088
歳　出　合　計		13,088

議案第 11 号

令和３年度盛岡市東中野財産区特別会計予算

令和３年度盛岡市の東中野財産区特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 2,677千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 財産収入		2,676
	1 財産運用収入	2,675
	2 財産売払収入	1
2 諸収入		1
	1 雑入	1
歳　入　合　計		2,677

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 財産費		2,677
	1 財産管理費	2,677
歳　出　合　計		2,677

議案第 12 号

令和３年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算

令和３年度盛岡市の東中野，東安庭，門財産区特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 678千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 財産収入		8
	1 財産運用収入	7
	2 財産売払収入	1
2 繰入金		669
	1 一般会計繰入金	669
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳　入　合　計		678

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 財産費		678
	1 財産管理費	678
歳　出　合　計		678

議案第 16 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

盛岡市職員定数条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例

盛岡市職員定数条例（昭和33年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中「 1,436人」を「 1,447人」に，「 129人」を「 134人」に，「 235人」を「 237人」に，「82人」を「84人」に，「52人」を「51人」に，「 2,278人」を「 2,292人」に改める。

附　則

この条例は，令和３年４月１日から施行する。

提案理由

組織機構及び事務事業の見直しに伴い，職員の定数を改めようとするものである。

議案第 17 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

盛岡市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 147条第１号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り，年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110万円を超える者に限る。）をいい，給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては，43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め，同条第２号及び第３号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては，43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第25条の４中「」とあるのは，「法」を「及び山林所得金額」とあるのは「法」に，「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と，「同条に」とあるのは「法第 703条の５に」と，「 110万円」とあるのは「 125万円」に改める。

附　則

1　この条例は，令和３年４月１日から施行する。

2　改正後の盛岡市市税条例の規定は，令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和２年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令（昭和25年政令第 245号）の改正に伴い，国民健康保険税の減額に係る基準額を改めようとするものである。

議案第 18 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表65の16の項の右欄を次のように改める。

認定申請１件につき，第１号に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第２項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては，その額に第２号に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア　一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の17の項において同じ。）又は共同住宅等（共同住宅，長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。）若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び65の17の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）の住戸 (ｱ) 床面積の合計が 200平方メートル以内のもの　３万 5,000円（市長が別に定める者があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては，5,000円） (ｲ) 床面積の合計が 200平方メートルを超え 400平方メートル以内のもの　７万円（適合証の提出がある場合にあっては，１万円） (ｳ) 床面積の合計が 400平方メートルを超え 800平方メートル以内のもの　９万 7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万 6,000円） (ｴ) 床面積の合計が 800平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの　13万 6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万 7,000円） (ｵ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 4,000平方メートル以内のもの　19万 5,000円（適合証の提出がある場合にあっては，４万 5,000円） (ｶ) 床面積の合計が 4,000平方メートルを超え 8,000平方メートル以内のもの　27万 8,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万円） (ｷ) 床面積の合計が 8,000平方メートルを超え１万 6,000平方メートル以内のもの　37万 6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，12万 6,000円）

(ｸ) 床面積の合計が１万 6,000平方メートルを超え２万 4,000平方メートル以内のもの　49万 3,000円（適合証の提出がある場合にあっては，15万 8,000円）

(ｹ) 床面積の合計が２万 4,000平方メートルを超えるもの　57万 9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，16万 9,000円）

イ　共同住宅等の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）　住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する住宅部分をいう。65の22の項から65の24の項までにおいて同じ。）の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号。以下この項，65の20の項，65の22の項及び65の24の項において「省令」という。）第１条第１項第１号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この項，65の22の項及び65の24の項において同じ。）を省令第４条第３項第１号の数値とする場合にあってはア(ｱ) から(ｹ) までに定める額に，次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第２条第４項に規定する共用部分をいう。以下この項，65の17の項，65の22の項及び65の24の項において同じ。）の床面積（(ｱ) から(ｶ) までにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額を加算した額とし，設計一次エネルギー消費量を省令第４条第３項第２号の数値とする場合にあってはア(ｱ) から(ｹ) までに定める額

(ｱ) 床面積の合計が 300平方メートル以内のもの　10万 9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万円）

(ｲ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの　17万 9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万 7,000円）

(ｳ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの　27万 7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万円）

(ｴ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの　35万 6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，12万 6,000円）

(ｵ) 床面積の合計が１万平方メートルを超え２万 5,000平方メートル以内のもの　42万 5,000円（適合証の提出がある場合にあっては，15万 8,000円）

(ｶ) 床面積の合計が２万 5,000平方メートルを超えるもの　49万 5,000円（適合証の提出がある場合にあっては，19万 8,000円）

ウ　人の居住の用に供する部分を有しない建築物（エに掲げる建築物を除く。）

(ｱ) 床面積の合計が 300平方メートル以内のもの　省令第１条第１項第１号イに定める基準への適合性（以下この項，65の20の項及び65の24の項において「第４基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては23万 9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万円），同号ロに定める基準への適合性（以下この項，65の20の項及び

65の24の項において「第５基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては９万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万円）

(ｲ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては29万 7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万 7,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては12万円（適合証の提出がある場合にあっては，１万 7,000円）

(ｳ) 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては38万円（適合証の提出がある場合にあっては，２万 7,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては15万 6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万 7,000円）

(ｴ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては54万円（適合証の提出がある場合にあっては，８万円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては24万 9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万円）

(ｵ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては66万 2,000円（適合証の提出がある場合にあっては，12万 6,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては30万 9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，12万 6,000円）

(ｶ) 床面積の合計が１万平方メートルを超え２万 5,000平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては78万円（適合証の提出がある場合にあっては，15万 8,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては37万 2,000円（適合証の提出がある場合にあっては，15万 8,000円）

(ｷ) 床面積の合計が２万 5,000平方メートルを超えるもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては89万円（適合証の提出がある場合にあっては，19万 8,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては45万 1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，19万 8,000円）

エ　人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場，畜舎，自動車車庫，自転車駐車場，倉庫，卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物

(ｱ) 床面積の合計が 300平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては10万 9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては４万 8,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万円）

(ｲ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの　第４基準

適合性に係る認定申請にあっては13万 8,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万 7,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては６万 3,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万 7,000円）

(ｳ) 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては17万 9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万 7,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては８万 4,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万 7,000円）

(ｴ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては27万 7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては15万 4,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万円）

(ｵ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては35万 6,000円（適合証の提出がある場合にあっては12万 6,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては21万 2,000円（適合証の提出がある場合にあっては，12万 6,000円）

(ｶ) 床面積の合計が１万平方メートルを超え２万 5,000平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては42万 5,000円（適合証の提出がある場合にあっては，15万 8,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては25万 8,000円（適合証の提出がある場合にあっては，15万 8,000円）

(ｷ) 床面積の合計が２万 5,000平方メートルを超えるもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては49万 5,000円（適合証の提出がある場合にあっては，19万 8,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては30万 9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，19万 8,000円）

オ　住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）　ア(ｱ) から(ｹ) まで及びイ(ｱ) から(ｶ) までに定める額を合算した額に，ウ(ｱ) から(ｷ) まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が専ら工場，畜舎，自動車車庫，自転車駐車場，倉庫，卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。）である場合にあっては，エ(ｱ) から(ｷ) まで）に掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれウ(ｱ) から(ｷ) まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては，エ(ｱ) から(ｷ) まで）に定める額を加算した額

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ，それぞれ次に定める額

ア　建築物に係る部分　８の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区

分に応じ，当該各号に定める額

イ　建築設備（建築基準法第87条の４の建築設備をいう。65の17の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第１項及び第２項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。）に係る部分　９の項の右欄各号又は９の２の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ，それぞれ９の項の右欄各号又は９の２の項の右欄に定める額

別表65の17の項の右欄第１号ウ及びエ中「(カ)　」を「(キ)　」に改め，同号オ中「(カ)　まで（」を「(キ)　まで（」に，「(カ)　まで）」を「(キ)　まで）」に，「(カ)　までに」を「(キ)　までに」に改め，同表65の20の項中「同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定」の次に「の申請に対する審査」を加え，「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料」に改め，同項の右欄を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請１件につき，次に掲げる特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する特定建築行為をいう。以下この項，65の21の項及び65の25の項において同じ。）に係る建築物の非住宅部分（同条第１項に規定する非住宅部分をいう。65の21の項から65の25の項までにおいて同じ。）の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額

(1)　床面積の合計が　1,000平方メートル未満のもの　第４基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては31万　5,000円，第５基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては12万　3,000円

(2)　床面積の合計が　1,000平方メートル以上　2,000平方メートル未満のもの　第４基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては40万　6,000円，第５基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては16万　1,000円

(3)　床面積の合計が　2,000平方メートル以上　5,000平方メートル未満のもの　第４基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては58万円，第５基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては26万　1,000円

(4)　床面積の合計が　5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの　第４基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては71万　4,000円，第５基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては34万　1,000円

(5)　床面積の合計が１万平方メートル以上２万　5,000平方メートル未満のもの　第４基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては84万　4,000円，第５基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては40万　9,000円

(6)　床面積の合計が２万　5,000平方メートル以上のもの　第４基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては96万　2,000円，第５基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあっては48万円

別表65の21の項中「係る建築物エネルギー消費性能適合性判定」の次に「の申請に対する審査」

を加え，「建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請手数料」に，「建築物エネルギー消費性能適合性判定１件」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定申請１件」に改め，同表65の22の項中「第29条第１項」を「第34条第１項」に改め，同項の右欄を次のように改める。

認定申請１件につき，第１号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第２項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては，その額に第２号に定める額を加算した額） (1) 建築物１棟ごとに，次に掲げる建築物等の区分に応じ，それぞれ次に定める額を合算した額 ア　一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第１条第１項第１号に規定する複合建築物をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）であって住戸の数が１であるものの住宅部分　次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 床面積の合計が 200平方メートル以内のもの　３万 8,000円（市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては，　6,000円） (ｲ) 床面積の合計が 200平方メートルを超えるもの　４万 3,000円（適合証の提出がある場合にあっては，　6,000円） イ　共同住宅等（共同住宅，長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）又は複合建築物であって住戸の数が２以上であるものの住宅部分　次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第４条第３項第２号の数値とする場合にあっては，共用部分の床面積を除く。(ｲ) から(ｴ) までにおいて同じ。）の合計が 300平方メートル以内のもの　７万 7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万 1,000円） (ｲ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの　12万 7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万 3,000円） (ｳ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの　21万 7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，５万円） (ｴ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるもの　31万円（適合証の提出がある場合にあっては，８万 9,000円）

ウ　非住宅建築物（省令第１条第１項第１号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）又は複合建築物の非住宅部分　次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額

(ｱ) 床面積の合計が 300平方メートル以内のもの　省令第10条第１号イ(1) 及びロ(1) に定める基準への適合性（以下この項において「第１基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては25万 1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万 1,000円），同号イ(2) 及びロ(2) に定める基準への適合性（以下この項において「第２基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては９万 6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万 1,000円）

(ｲ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては31万 5,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万 9,000円），第２基準適合性に係る認定申請にあっては12万 3,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万 9,000円）

(ｳ) 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては40万 6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，３万円），第２基準適合性に係る認定申請にあっては16万 1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，３万円）

(ｴ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては58万円（適合証の提出がある場合にあっては，８万 9,000円），第２基準適合性に係る認定申請にあっては26万 1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万 9,000円）

(ｵ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては71万 4,000円（適合証の提出がある場合にあっては，14万 1,000円），第２基準適合性に係る認定申請にあっては34万 1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，14万 1,000円）

(ｶ) 床面積の合計が１万平方メートルを超え２万 5,000平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては84万 4,000円（適合証の提出がある場合にあっては，17万 8,000円），第２基準適合性に係る認定申請にあっては40万 9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，17万 8,000円）

(ｷ) 床面積の合計が２万 5,000平方メートルを超えるもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては96万 2,000円（適合証の提出がある場合にあっては，22万 2,000円），第２基準適合性に係る認定申請にあっては48万円（適合証の提出がある場合にあっては，22万 2,000円）

エ　複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体，非住宅部分及び建築物全

体又は住戸，非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。）　次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分　住戸の数が１である複合建築物にあってはア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれア(ア)又は(イ)に定める額，住戸の数が２以上である複合建築物にあってはイ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれイ(ア)から(エ)までに定める額

(イ) 非住宅部分　ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれウ(ア)から(キ)までに定める額

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ，それぞれ次に定める額

ア　建築物に係る部分　８の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ，当該各号に定める額

イ　建築設備（建築基準法第87条の４の建築設備をいう。65の23の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第１項及び第２項の政令で指定するものをいう。65の23の項において同じ。）に係る部分　９の項の右欄各号又は９の２の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ，それぞれ９の項の右欄各号又は９の２の項の右欄に定める額

別表65の23の項中「第31条第１項」を「第36条第１項」に，「第31条第２項」を「第36条第２項に，「第30条第２項」を「第35条第２項」に改め，同項の右欄第１号ウ及びエ(イ)中「(カ)」を「(キ)」に改め，同表65の24の項中「第36条第１項」を「第41条第１項」に改め，同項の右欄を次のように改める。

認定申請１件につき，次に掲げる建築物の区分に応じ，それぞれ次の各号に定める額

(1) 一戸建ての住宅　次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額

ア　床面積の合計が 200平方メートル以内のもの　省令第１条第１項第２号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性（以下この項において「第１基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては３万 8,000円（市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては，6,000円），省令第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性（以下この項において「第２基準適合性」という。）又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準への適合性（以下この項において「第３基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては２万円（適合証の提出がある場合にあっては，6,000円）

イ　床面積の合計が 200平方メートルを超えるもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては４万 3,000円（適合証の提出がある場合にあっては，6,000円），第２基準適合性又は第３基準適合性に係る認定申請にあっては２万 1,000円（適合証の提出がある場

合にあっては，　6,000円）

(2) 共同住宅等　次に掲げる申請に係る床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第４条第３項第２号の数値とする場合にあっては，共用部分の床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額

ア　床面積の合計が 300平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては７万 7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万 1,000円），第２基準適合性又は第３基準適合性に係る認定申請にあっては３万 7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万 1,000円）

イ　床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては12万 7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万 3,000円），第２基準適合性又は第３基準適合性に係る認定申請にあっては６万 3,000円（適合証の提出がある場合にあっては，２万 3,000円）

ウ　床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては21万 7,000円（適合証の提出がある場合にあっては，５万円），第２基準適合性又は第３基準適合性に係る認定申請にあっては11万 4,000円（適合証の提出がある場合にあっては，５万円）

エ　床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるもの　第１基準適合性に係る認定申請にあっては31万円（適合証の提出がある場合にあっては，８万 9,000円），第２基準適合性又は第３基準適合性に係る認定申請にあっては17万 2,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万 9,000円）

(3) 非住宅建築物　次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額

ア　床面積の合計が 300平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては25万 1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万 1,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては９万 6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万 1,000円）

イ　床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては31万 5,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万 9,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては12万 3,000円（適合証の提出がある場合にあっては，１万 9,000円）

ウ　床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては40万 6,000円（適合証の提出がある場合にあっては，３万円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては16万 1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，３万円）

エ　床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては58万円（適合証の提出がある場合にあっては，８万 9,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては26万 1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，８万 9,000円）

オ　床面積の合計が 5,000平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては71万 4,000円（適合証の提出がある場合にあっては，14万 1,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては34万 1,000円（適合証の提出がある場合にあっては，14万 1,000円）

カ　床面積の合計が１万平方メートルを超え２万 5,000平方メートル以内のもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては84万 4,000円（適合証の提出がある場合にあっては，17万 8,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては40万 9,000円（適合証の提出がある場合にあっては，17万 8,000円）

キ　床面積の合計が２万 5,000平方メートルを超えるもの　第４基準適合性に係る認定申請にあっては96万 2,000円（適合証の提出がある場合にあっては，22万 2,000円），第５基準適合性に係る認定申請にあっては48万円（適合証の提出がある場合にあっては，22万 2,000円）

(4) 複合建築物　次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じ，それぞれア又はイに定める額を合算した額

ア　住宅部分　住戸の数が１である複合建築物にあっては第１号ア又はイに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ同号ア又はイに定める額，住戸の数が２以上である複合建築物にあっては第２号アからエまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ同号アからエまでに定める額

イ　非住宅部分　第３号アからキまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ，それぞれ同号アからキまでに定める額

附　則

1　この条例は，令和３年４月１日から施行する。

2　改正後の盛岡市手数料条例別表65の16の項及び65の17の項の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第１項又は第55条第１項に規定する認定の申請に対する審査（同法第54条第２項（同法第55条第２項において準用する場合を含む。）に規定する申出に係る審査を含む。以下同じ。）の手数料について適用し，施行日前にされた同法第53条第１項又は第55条第１項に規定する認定の申請に対する審査の手数料については，なお従前の例による。

3　改正後の盛岡市手数料条例別表65の20の項及び65の21の項の規定は，施行日以後にされる建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第１項若しくは第２

項又は第13条第２項若しくは第３項の規定による建築物のエネルギー消費性能の適合性判定の申請に対する審査の手数料について適用し，施行日前にされた同法第12条第１項若しくは第２項又は第13条第２項若しくは第３項の規定による建築物のエネルギー消費性能の適合性判定の申請に対する審査の手数料については，なお従前の例による。

4　改正後の盛岡市手数料条例別表65の22の項から65の24の項までの規定は，施行日以後にされる建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第４号）第２条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第１項若しくは第36条第１項に規定する認定の申請に対する審査（同法第35条第２項（同法第36条第２項において準用する場合を含む。）に規定する申出に係る審査を含む。）又は同法第41条第１項に規定する認定の申請に対する審査の手数料について適用し，施行日前にされた建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律第２条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第１項若しくは第31条第１項に規定する認定の申請に対する審査（同法第30条第２項（同法第31条第２項において準用する場合を含む。）に規定する申出に係る審査を含む。）又は同法第36条第１項に規定する認定の申請に対する審査の手数料については，なお従前の例による。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の改正に伴い，エネルギー消費量について国がモデルとして定める建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等を定めるとともに，低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査等に新たな区分を設け，当該区分に係る手数料を定めるほか，必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 19 号

盛岡市通所サービス手数料条例を廃止する条例について

盛岡市通所サービス手数料条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市通所サービス手数料条例を廃止する条例

盛岡市通所サービス手数料条例（平成12年条例第９号）は，廃止する。

附　則

この条例は，令和３年４月１日から施行する。

提案理由

市が提供する通所サービスの廃止に伴い，通所サービスに係る手数料を廃止しようとするものである。

議案第 20 号

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市保健所手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例

第１条　盛岡市保健所手数料条例（平成19年条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第２の34の項の次に次のように加える。

34の２　食品衛生法第55条第１項の規定に基づく営業の許可を受けたことを証する書面の書換え交付	営業許可証書換え交付手数料	2,000円
34の３　食品衛生法第55条第１項の規定に基づく営業の許可を受けたことを証する書面の再交付	営業許可証再交付手数料	2,500円

第２条　盛岡市保健所手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第２の１の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「16,000円」を「18,000円」に，「14,400円」を「16,200円」に，「 8,000円」を「 9,000円」に改め，同表２の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「喫茶店営業」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し，調理された食品を販売する営業」に，「喫茶店営業許可申請手数料」を「調理機能付自動販売機による食品販売業許可申請手数料」に改め，同項の右欄中「 9,600円」を「10,000円」に，「 8,600円」を「 9,000円」に改め，第３号を削り，同表３の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「菓子製造業」を「食肉販売業」に，「菓子製造業許可申請手数料」を「食肉販売業許可申請手数料」に，「14,000円」を「11,000円」に，「12,600円」を「 9,900円」に改め，同表４の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「あん類製造業」を「魚介類販売業」に，「あん類製造業許可申請手数料」を「魚介類販売業許可申請手数料」に，「14,000円」を「11,000円」に，「12,600円」を「 9,900円」に改め，同表５の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「アイスクリーム類製造業」を「魚介類競り売り営業」に，「アイスクリーム類製造業許可申請手数料」を「魚介類競り売り営業許可申請手数料」に，「14,000円」を「23,000円」に，「12,600円」を「20,700円」に改め，同表６の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「乳処理業」を「集乳業」に，「乳処理業許可申請手数料」を「集乳業許可申請手数料」に，「21,000円」を「11,000円」に，「18,900円」を「 9,900円」に改め，同表７の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「特別牛乳搾取処理業」を「乳処理業」に，「特別牛乳搾取処理業許可申請手数料」を「乳処理業許可申請手数料」に，「21,000円」を「23,000円」に，「18,900

円」を「20,700円」に改め，同表８の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「乳製品製造業」を「特別牛乳搾取処理業」に，「乳製品製造業許可申請手数料」を「特別牛乳搾取処理業許可申請手数料」に，「21,000円」を「23,000円」に，「18,900円」を「20,700円」に改め，同表９の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「集乳業」を「食肉処理業」に，「集乳業許可申請手数料」を「食肉処理業許可申請手数料」に，「 9,600円」を「23,000円」に，「 8,600円」を「20,700円」に改め，同表10の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「乳類販売業」を「食品の放射線照射業」に，「乳類販売業許可申請手数料」を「食品の放射線照射業許可申請手数料」に，「 9,600円」を「23,000円」に，「 8,600円」を「20,700円」に改め，同表11の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「食肉処理業」を「菓子製造業」に，「食肉処理業許可申請手数料」を「菓子製造業許可申請手数料」に，「21,000円」を「16,000円」に，「18,900円」を「14,400円」に改め，同表12の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「食肉販売業」を「アイスクリーム類製造業」に，「食肉販売業許可申請手数料」を「アイスクリーム類製造業許可申請手数料」に，「 9,600円」を「16,000円」に，「 8,600円」を「14,400円」に改め，同表13の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「食肉製品製造業」を「乳製品製造業」に，「食肉製品製造業許可申請手数料」を「乳製品製造業許可申請手数料」に，「21,000円」を「23,000円」に，「18,900円」を「20,700円」に改め，同表14の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「魚介類販売業」を「清涼飲料水製造業」に，「魚介類販売業許可申請手数料」を「清涼飲料水製造業許可申請手数料」に，「 9,600円」を「23,000円」に，「 8,600円」を「20,700円」に改め，同表15の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「魚介類せり売営業」を「食肉製品製造業」に，「魚介類せり売営業許可申請手数料」を「食肉製品製造業許可申請手数料」に，「21,000円」を「23,000円」に，「18,900円」を「20,700円」に改め，同表16の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「魚肉ねり製品製造業」を「水産製品製造業」に，「魚肉ねり製品製造業許可申請手数料」を「水産製品製造業許可申請手数料」に，「16,000円」を「23,000円」に，「14,400円」を「20,700円」に改め，同表17の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「食品の冷凍又は冷蔵業」を「氷雪製造業」に，「食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料」を「氷雪製造業許可申請手数料」に，「21,000円」を「23,000円」に，「18,900円」を「20,700円」に改め，同表18の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「食品の放射線照射業」を「液卵製造業」に，「食品の放射線照射業許可申請手数料」を「液卵製造業許可申請手数料」に，「21,000円」を「23,000円」に，「18,900円」を「20,700円」に改め，同表19の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「清涼飲料水製造業」を「食用油脂製造業」に，「清涼飲料水製造業許可申請手数料」を「食用油脂製造業許可申請手数料」に，「21,000円」を「23,000円」に，「18,900円」を「20,700円」に改め，同表20の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「乳酸菌飲料製造業」を「みそ又はしょうゆ製造業」に，「乳酸菌飲料製造業許可申請手数料」を「みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料」に，「14,000円」を

「18,000円」に，「12,600円」を「16,200円」に改め，同表21の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「氷雪製造業」を「酒類製造業」に，「氷雪製造業許可申請手数料」を「酒類製造業許可申請手数料」に，「21,000円」を「18,000円」に，「18,900円」を「16,200円」に改め，同表22の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「氷雪販売業」を「豆腐製造業」に，「氷雪販売業許可申請手数料」を「豆腐製造業許可申請手数料」に，「14,000円」を「16,000円」に，「12,600円」を「14,400円」に改め，同表23の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「食用油脂製造業」を「納豆製造業」に，「食用油脂製造業許可申請手数料」を「納豆製造業許可申請手数料」に，「21,000円」を「16,000円」に，「18,900円」を「14,400円」に改め，同表24の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「マーガリン又はショートニング製造業」を「麺類製造業」に，「マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料」を「麺類製造業許可申請手数料」に，「21,000円」を「16,000円」に，「18,900円」を「14,400円」に改め，同表25の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「みそ製造業」を「そうざい製造業」に，「みそ製造業許可申請手数料」を「そうざい製造業許可申請手数料」に，「16,000円」を「23,000円」に，「14,400円」を「20,700円」に改め，同表26の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「醤油製造業」を「複合型そうざい製造業」に，「醤油製造業許可申請手数料」を「複合型そうざい製造業許可申請手数料」に，「16,000円」を「30,000円」に，「14,400円」を「27,000円」に改め，同表27の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「ソース類製造業」を「冷凍食品製造業」に，「ソース類製造業許可申請手数料」を「冷凍食品製造業許可申請手数料」に，「16,000円」を「23,000円」に，「14,400円」を「20,700円」に改め，同表28の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「酒類製造業」を「複合型冷凍食品製造業」に，「酒類製造業許可申請手数料」を「複合型冷凍食品製造業許可申請手数料」に，「16,000円」を「30,000円」に，「14,400円」を「27,000円」に改め，同表29の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「豆腐製造業」を「漬物製造業」に，「豆腐製造業許可申請手数料」を「漬物製造業許可申請手数料」に，「14,000円」を「23,000円」に，「12,600円」を「20,700円」に改め，同表30の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「納豆製造業」を「密封包装食品製造業」に，「納豆製造業許可申請手数料」を「密封包装食品製造業許可申請手数料」に，「14,000円」を「23,000円」に，「12,600円」を「20,700円」に改め，同表31の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「めん類製造業」を「食品の小分け業」に，「めん類製造業許可申請手数料」を「食品の小分け業許可申請手数料」に，「14,000円」を「16,000円」に，「12,600円」を「14,400円」に改め，同表32の項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に，「そうざい製造業」を「添加物製造業」に，「そうざい製造業許可申請手数料」を「添加物製造業許可申請手数料」に，「21,000円」を「23,000円」に，「18,900円」を「20,700円」に改め，同表33の項及び34の項を削り，同表中34の２の項を33の項とし，34の３の項を34の項とする。

附　則

この条例中第１条の規定は公布の日から，第２条の規定は令和３年６月１日から施行する。

提案理由

食品衛生法施行令（昭和28年政令第 229号）の改正に伴い，飲食店営業許可申請手数料等の額を改定し，喫茶店営業許可申請手数料等を廃止し，及び調理機能付自動販売機による食品販売業許可申請手数料等を定めるとともに，飲食店営業等の許可を受けたことを証する書面の書換え交付及び再交付に係る手数料を定めようとするものである。

議案第 21 号

盛岡広域都市計画事業盛岡駅西口地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について

盛岡広域都市計画事業盛岡駅西口地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡広域都市計画事業盛岡駅西口地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例

盛岡広域都市計画事業盛岡駅西口地区土地区画整理事業施行規程（平成４年条例第88号）は，廃止する。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

盛岡駅西口地区土地区画整理事業の完了に伴い，条例を廃止しようとするものである。

議案第 22 号

盛岡市農村公園条例の一部を改正する条例について

盛岡市農村公園条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市農村公園条例の一部を改正する条例

盛岡市農村公園条例（平成５年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第２条の表に次のように加える。

上飯岡農村公園	盛岡市上飯岡16地割26番地１

附　則

この条例は，令和３年４月１日から施行する。

提案理由

上飯岡農村公園を設置しようとするものである。

議案第 23 号

盛岡市身体障害者福祉センター条例及び盛岡市地域福祉センター条例を廃止する条例について

盛岡市身体障害者福祉センター条例及び盛岡市地域福祉センター条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市身体障害者福祉センター条例及び盛岡市地域福祉センター条例を廃止する条例

次に掲げる条例は，廃止する。

(1) 盛岡市身体障害者福祉センター条例（昭和55年条例第13号）

(2) 盛岡市地域福祉センター条例（平成６年条例第13号）

附　則

この条例は，令和３年４月１日から施行する。

提案理由

身体障害者福祉センター及び地域福祉センターを廃止しようとするものである。

議案第 24 号

盛岡市児童発達支援センター条例を廃止する条例について

盛岡市児童発達支援センター条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市児童発達支援センター条例を廃止する条例

盛岡市児童発達支援センター条例（昭和39年条例第27号）は，廃止する。

附　則

この条例は，令和３年４月１日から施行する。

提案理由

児童発達支援センターを廃止しようとするものである。

議案第 25 号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について

盛岡市保育所条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例

盛岡市保育所条例（昭和62年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第３条の表東見前保育園の項を削る。

附　則

この条例は，令和４年４月１日から施行する。

提案理由

東見前保育園を廃止しようとするものである。

議案第 26 号

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について

盛岡市児童館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例

盛岡市児童館条例（昭和53年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表盛岡市立大新児童館の項を次のように改める。

盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町６番10号

第２条第１項の表に次のように加える。

盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地１

附　則

この条例は，令和４年４月１日から施行する。

提案理由

大新児童館の移転に伴い当該施設の名称及び位置を改めるとともに，見前北児童センターを設置しようとするものである。

議案第 27 号

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

盛岡市介護保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例

盛岡市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「平成30年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改め，同項第６号ア中「第35条の２第１項」の次に「，第35条の３第１項」を，「得た額」の次に「とし，当該合計所得金額が零を下回る場合には，零」を加え，同項第７号ア中「 200万円」を「 210万円」に改め，同項第８号ア中「 300万円」を「 320万円」に改め，同条第２項から第４項までの規定中「令和２年度」を「令和３年度から令和５年度までの各年度」に改める。

附則に次の１条を加える。

（令和３年度から令和５年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第14条　第１号被保険者のうち，令和２年の合計所得金額（地方税法第 292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得又は同法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和３年度における保険料率の算定についての第３条第１項（第６号ア，第７号ア，第８号ア，第９号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については，同項第６号ア中「租税特別措置法」とあるのは，「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得及び同法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については，同法第28条第２項の規定によって計算した金額及び同法第35条第２項第１号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には，零とする。）によるものとし，租税特別措置法」とする。

２　前項の規定は，令和４年度における保険料率の算定について準用する。この場合において，同項中「令和２年」とあるのは，「令和３年」と読み替えるものとする。

３　第１項の規定は，令和５年度における保険料率の算定について準用する。この場合において，同項中「令和２年」とあるのは，「令和４年」と読み替えるものとする。

附　則

１　この条例は，令和３年４月１日から施行する。

２　改正後の盛岡市介護保険条例第３条の規定は，令和３年度以後の年度分の介護保険料について適用し，令和２年度分までの介護保険料については，なお従前の例による。

提案理由

令和３年度から令和５年度までの介護保険料の保険料率及び保険料率の算定に関する基準の特例を定めようとするものである。

議案第 28 号

盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について

盛岡市食品衛生法施行条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

盛岡市食品衛生法施行条例（平成19年条例第81号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「第52条第１項」を「第55条第１項」に改め，同条第２項中「第51条」を「第54条」に改める。

第４条及び第５条を削り，第６条を第４条とする。

附　則

この条例は，令和３年６月１日から施行する。

提案理由

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の改正に伴い，営業の廃止等の届出及び許可営業者に係る死亡等の届出を廃止しようとするものである。

議案第 29 号

姫神辺地総合整備計画について

姫神辺地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

姫神辺地総合整備計画

1　辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称　玉山馬場字太子堂，葛巻，川久保，田茂内

(2) 辺地の中心の位置　盛岡市玉山馬場字田茂内 108番地４

(3) 辺地度点数　155点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は，市の北東端に位置し，山あいに散在する農林業を基幹とする集落で構成されており，積雪による孤立化への対策として，除雪機械を整備する必要がある。

3　公共的施設の整備計画

令和３年度から令和７年度まで５年間

（単位　千円）

区分 / 事業 / 施設名 / 主体名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
除雪機械	盛岡市	34,155	22,770	11,385	11,300
合計		34,155	22,770	11,385	11,300

提案理由

姫神辺地総合整備計画を定めることについて，辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第３条第１項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 30 号

前田高木辺地総合整備計画について

前田高木辺地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

前田高木辺地総合整備計画

1　辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称　玉山馬場字前田，高木，赤坂

(2) 辺地の中心の位置　盛岡市玉山馬場字赤坂23番地

(3) 辺地度点数　127点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は，姫神山の西部に位置し，山あいに散在する農畜産業を基幹とする集落で構成されており，次の事情により，公共的施設の整備を必要とする。

(1) 当地域に通じる道路は幅員が狭く，路面が劣化し，安全な交通に支障を来していることから，市道の整備を行う必要がある。

(2) 観光地である姫神山の登山口に設置しているトイレの老朽化が著しく，悪臭等の公衆衛生上の問題が生じていることから，建替整備を行う必要がある。

3　公共的施設の整備計画

令和３年度から令和７年度まで５年間

（単位　千円）

区分 / 事業主体名 / 施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道	盛岡市	60,000	23,500	36,500	36,400
観光・レクリエーション施設	盛岡市	49,951	—	49,951	49,900
合計		109,951	23,500	86,451	86,300

提案理由

前田高木辺地総合整備計画を定めることについて，辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第３条第１項の規定に基づき，議会の議決

を求めるものである。

議案第 31 号

玉山辺地総合整備計画について

玉山辺地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

玉山辺地総合整備計画

1　辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称　玉山字大二子，中の又，時舘，小田沢，糠森，山谷，小森，中里，川久保，祝の沢，金谷沢，姥前，日影，石名田，大平

(2) 辺地の中心の位置　盛岡市玉山字日影37番地４

(3) 辺地度点数　153点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は姫神山の南西部に位置し，山あいに散在する農畜産業を基幹とする集落で構成されており，次の事情により，公共的施設の整備を必要とする。

(1) 当地域に通じる道路は，一部未舗装区間があり，安全な交通や地域間の往来に支障を来していることから，市道の整備を行う必要がある。

(2) コミュニティ活動の活性化等を図るため，老朽化の著しい集会施設の修繕を行う必要がある。

(3) 地区に医療機関が存在せず，住民の医療受診の機会を確保するため，通院手段である患者輸送バスを更新する必要がある。

(4) 地域における災害救急対策活動の中枢機能を維持するため，老朽化が著しい現消防屯所の建替を行う必要がある。

3　公共的施設の整備計画

令和３年度から令和７年度まで５年間

（単位　千円）

区分 / 事業 / 施設名 / 主体名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道	盛岡市	265,100	129,700	135,400	135,400
公民館その他集会施設	盛岡市	3,934	—	3,934	3,700

診療施設	盛岡市	9,926	—	9,926	9,500
消防施設	盛岡市	51,458	—	51,458	51,300
合　　計		328,218	129,700	200,718	199,900

提案理由

玉山辺地総合整備計画を定めることについて，辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第３条第１項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 32 号

上日戸辺地総合整備計画について

上日戸辺地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

上日戸辺地総合整備計画

1　辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称　日戸字新田，姥懐，森子，日影，間洞，古屋敷，七手役，中平，岩井沢

(2) 辺地の中心の位置　盛岡市日戸字中平55番地１

(3) 辺地度点数　159点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は姫神山の南西部に位置し，山あいに散在する農畜産業を基幹とする集落で構成されており，当地域を横断する道路は幅員が狭く，安全な交通に支障を来していることから，橋りょう及び周辺道路を整備する必要がある。また，老朽化が著しいトンネル施設の安全点検及び整備を行う必要がある。

3　公共的施設の整備計画

令和３年度から令和７年度まで５年間

（単位　千円）

区分 / 事業 / 施設名 / 主体名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道	盛岡市	40,580	15,569	25,011	22,500
合計		40,580	15,569	25,011	22,500

提案理由

上日戸辺地総合整備計画を定めることについて，辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第３条第１項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 33 号

藪川辺地総合整備計画について

藪川辺地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

藪川辺地総合整備計画

1　辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称　藪川字末崎川，町村，日向，逆川，橋場，外山，亀橋，大の平

(2) 辺地の中心の位置　盛岡市藪川字外山86番地１

(3) 辺地度点数　180点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は，山あいに散在する農林業を基幹産業とする集落で構成されており，次の事情により，公共的施設の整備を必要とする。

(1) 急カーブが連続する狭隘な未整備道路であり，観光道路としての機能を有していないため，整備を行う必要がある。また，凍上等により破損が著しい側溝を改修する必要がある。

(2) コミュニティ活動の活性化を図るため，集会施設の修繕を行う必要がある。

(3) 地区に医療機関が存在せず，住民の医療受診の機会を確保するため，通院手段である患者輸送バスを更新する必要がある。

(4) 火災発生時に迅速な消火活動が可能となるよう，老朽化が著しい消防車両を更新する必要がある。

3　公共的施設の整備計画

令和３年度から令和７年度まで５年間

（単位　千円）

区分 / 事業 / 施設名 / 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
		特定財源	一般財源	
市道 / 盛岡市	165,200	57,000	108,200	108,200
公民館その他集会施設 / 盛岡市	24,166	—	24,166	24,000
診療施設 / 盛岡市	9,926	—	9,926	9,500

消防施設	盛岡市	12,044	—	12,044	11,600
合　　計		211,336	57,000	154,336	153,300

提案理由

葛川辺地総合整備計画を定めることについて，辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第３条第１項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 34 号

損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る和解をし，これに伴う損害賠償の額を定める。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　和解及び損害賠償の相手方　　住所
氏名　[redacted]

2　和解の内容

損害賠償の額を３のとおり定め，当事者は，この他に債権債務がないことを確認した。

3　損害賠償の額　　金 786,431円也

4　損害賠償の原因

令和２年７月28日，盛岡市西仙北一丁目の路上で，職員が市有車を運転中に相手方車両と衝突したことによる。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号及び第13号の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 35 号

財産の譲与について

次のとおり建物を譲与するものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　建物の所在・種別・数量

盛岡市手代森14地割16番地89

鉄筋コンクリート造平屋建

１棟　1,656.21㎡

2　評価額　126,054,687円

3　譲与の相手方 [redacted]

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団　理事長 [redacted]

4　譲与の条件

(1) 地域福祉センター及び身体障害者福祉センターにおいて実施している事業を引き続き運営すること。

(2) 第三者に対し，貸し付け，又は譲渡しないこと。

提案理由

地域福祉センターの建物を社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団に譲与することについて，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第６号の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 36 号

財産の譲与について

次のとおり建物を譲与するものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　建物の所在・種別・数量

盛岡市前九年三丁目12番38号

鉄筋コンクリート造二階建及び鉄骨造平屋建

４棟　926.7㎡

2　評価額　46,060,316円

3　譲与の相手方 [redacted]

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団　理事長 [redacted]

4　譲与の条件

(1) ひまわり学園において実施している事業を引き続き運営すること。

(2) 第三者に対し，貸し付け，又は譲渡しないこと。

提案理由

ひまわり学園の建物を社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団に譲与することについて，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第６号の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 37 号

財産の処分について

次のとおり土地を処分するものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　処分する土地

土　地　の　所　在　地	種　　別	数　　量	予　定　価　格
盛岡市向中野字幅46番１　外１筆	宅地	6,981.77㎡	276,478,092円

2　処分の方法　　売払い

3　処分の相手方　[redacted]

有限会社戸塚商店　代表取締役 [redacted]

4　見　取　図　　別添による。

提案理由

道明地区新産業等用地を処分するため，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第８号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第３条の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

見取図

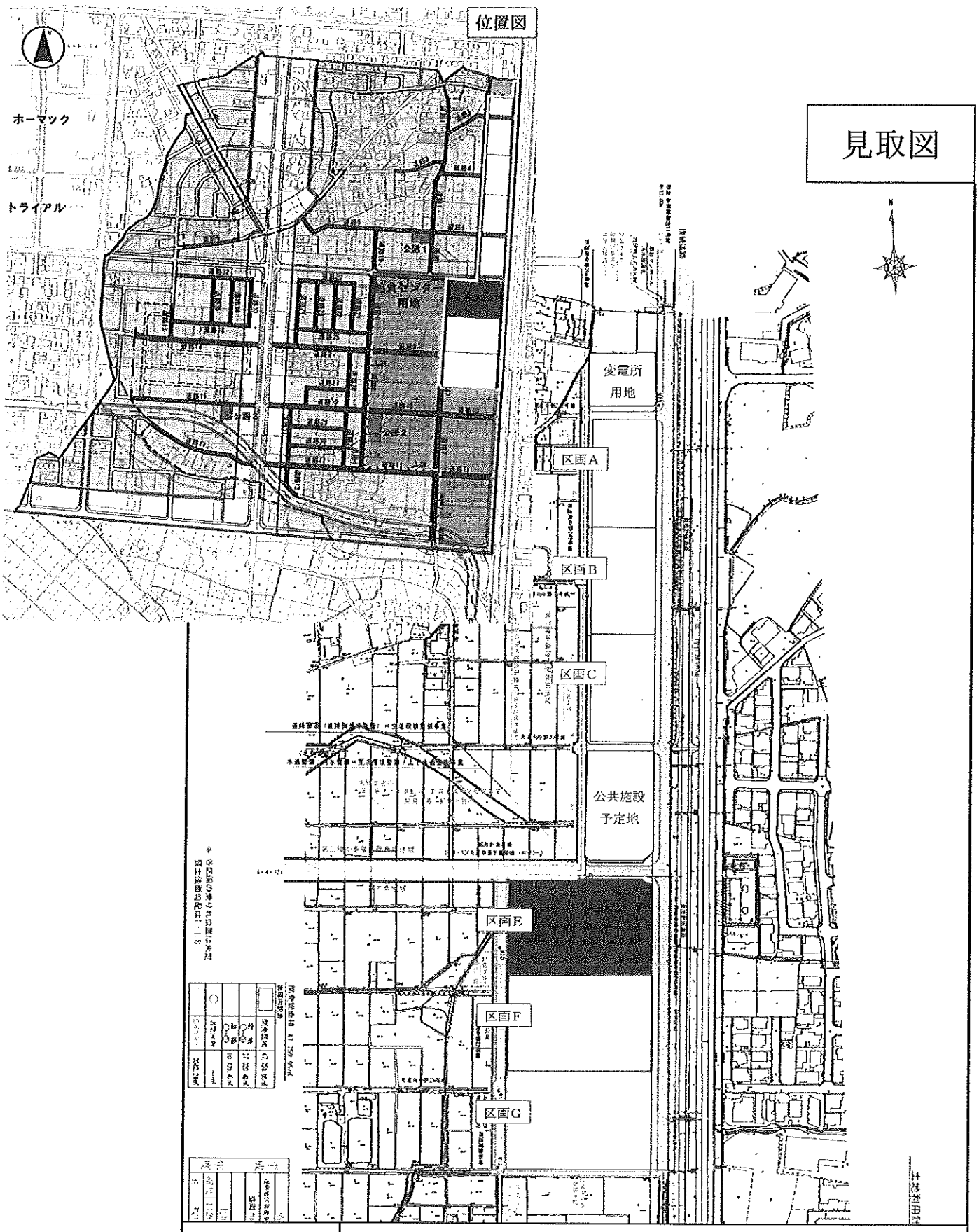

所在地	盛岡市向中野字幅46番１ 盛岡市向中野字畑返１番１

議案第 38 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

１　契約の目的　　包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

２　契約の始期　　令和３年４月１日

３　契約の金額　　金 9,430,000円を上限とする額

４　費用の支払方法　　監査の結果に関する報告の提出後に一括払い。ただし，市長が必要と認めるときは，概算払いをすることができる。

５　契約の相手方　　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

資格　公認会計士

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第１項の規定により，議会の議決を求めるものである。

議案第 39 号

議決の変更について

令和２年６月26日議会の議決を得た議案第91号盛岡市立仁王小学校校舎大規模改修（建築主体）工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

契約金額「 796,412,100円」を「 843,418,400円」に改める。

提案理由

盛岡市立仁王小学校校舎大規模改修（建築主体）工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第２条の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 40 号

議決の変更について

令和２年９月25日議会の議決を得た議案第 120号盛岡市立大新小学校校舎大規模改修（建築主体）工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

契約金額「 1,185,747,200円」を「 1,198,982,400円」に改める。

提案理由

盛岡市立大新小学校校舎大規模改修（建築主体）工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第２条の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 41 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第１項の規定により次のとおり専決処分したから，同条第３項の規定により報告し，承認を求める。

令和３年２月22日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

専決処分書

盛岡市国民健康保険条例の一部改正について，議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第１項の規定により，次のとおり専決処分する。

令和３年２月12日

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

盛岡市国民健康保険条例（昭和34年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に，中華人民共和国から世界保健機関に対し，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附　則

この条例は，令和３年２月13日から施行する。